

# フェビアン・ウェアと帝国戦争墓委員会 (IWGC) の活動

～墓と記念碑による第一次世界大戦の記録・記念・記憶～

波 田 永 実

## はじめに

イギリスおよび旧イギリス帝国に属する国々の第一次世界大戦及びそれ以降の戦争墓（墓地）と戦没兵士の記念碑の建設と維持管理は1917年以來、帝国戦争墓委員会（Imperial War Graves Commission, 以下IWGCと略記<sup>(1)</sup>）—現在のイギリス連邦戦争墓委員会（Commonwealth War Graves Commission, 以下CWGCと略記）—が行ってきた。帝国戦争墓委員会の創設者であり、その死に至るまで終始一貫、組織を実質的責任者として管理運営し、発展させてきたのがフェビアン・ウェア（Fabian Ware）である。

本稿は帝国戦争墓委員会<sup>(2)</sup>の活動の概略とその設立者であり指導者であったフェビアン・ウェアについて紹介し<sup>(3)</sup>、その活動の意味を歴史的に考察することを課題とする。それは国民国家—帝国が戦争をどのように記録し、記念し、そして記憶として創り出してきたかを考える一つの材料を提供するであろう。もとより筆者はイギリス史、ヨーロッパ史の専門家ではないのだが、敢えてこの課題に取り組む理由は、2007年度に一年間の在外研究の機会を大学から与えられ、ロンドン大学歴史研究所（Institute of Historical Research）で調査、研究する機会を得て、ここでIWGCと

フェビアン・ウェアに関する資料に接した。

同じく対外戦争を遂行し、国民国家であり帝国でもあった日本において、戦争がどのように記念され、記録され、記憶されているかという問題を考えるに際して、IWGCの活動は興味深い論点を提供するものであると考える。

【註】

- (1) これ以降、各種の委員会が登場し、これと区別するため本稿では以下、この組織名をIWGCあるいは単にコミッションと呼ぶ。
- (2) 我が国では英国戦争墓地委員会と表記している例もあるが（例えばG・モッセ『英霊』88頁参照）、gravesは第一義的には個々の墓を指す言葉であり、Imperialを英国と訳すのには本稿で見ると誤りである。IWGCは帝国—イギリス連邦全体の戦争墓を維持管理しているからである。モッセの本はドイツ、イギリス、フランスを比較しているので英国戦争墓地委員会と訳したのは分かりやすいと思うが、本稿では原語どおり帝国戦争墓委員会と訳した。

なお、日本において、軍用墓地の調査研究に先鞭をつけたのは原田敬一である。原田は『帝国における戦没者追悼の比較的研究—イギリスと日本の軍用墓地を中心に—』（平成13年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書）において、フェビアン・ウェアと帝国戦争墓委員会に言及しているが、それはモッセ『英霊』と次註3で挙げた文献3に主に依拠して記述されている。（原田前掲書6頁参照）

- (3) フェビアン・ウェアの経歴とIWGCの活動に関しては以下の文献、ウェブサイトを参照した。なお、紙幅の関係上、訳文は逐語訳ではなく重要な部分だけを筆者の責任で総合的に再構成した部分がある。その際前後のつながりを分かりやすくするために言葉を補ったりしたところがある。その部分は引用に当たってはページ数の後に「参照」と記し逐語訳の部分とは区別した。逐語訳の部分は行を改め、あるいは「 」に入れた。それぞれ参照、引用した原著のタイトル、頁数を記した。また、『 』は原著の引用符“ ”の部分であることを示している。

文献1 FABIAN WARE: THE IMMOTAL HERITAGE; an account of the work and policy of the Imperial War Graves Commission during twenty years 1917-1937, Cambridge University Press (1937) (以下、WARE1と略記しページ数を示す。以下同じ)

文献2 PHILIP LONGWORTH: THE UNENDING VIGIL; a history of the

Commonwealth War Graves Commission 1917-1967 (1967) (以下, LONGWORTH2)  
文献3 EDWIN GIBSON & KINGSLEY WARD; COURAGE REMEMBERED; the story behind the construction and maintenance of the commonwealth military cemeteries and memorials of war of 1914-1918 and 1939-1945 (1989) (以下, GIBSON & WARD3)

以上が管見の限り, ウェアとIWGCに関する基本文献である。WARE 1はフェビアン・ウェア本人が書いた唯一のIWGCに関する初めての本格的な記録で, IWGCの「正史」といってよい。わずか本文60頁ほどの小型本であるが, 基本的な歴史の他, 巻末に組織の人事, 墓, 共同墓地, 記念碑の写真とその詳細なリストを掲載しており, 後の二冊も本書を下敷きにしていることからIWGCの根本史料といってよい。ただ, 1917年のIWGC発足以前のことはほとんど記述がない。本書の記述上の特徴は, 本文は事実の概略を簡明に記し, データ的な根拠や詳しい説明は本文下段の註に細かく記している点にある。また, 本書はかなり稀覯本らしくロンドン大学も所蔵しておらず, 筆者はピクトリア・アルバート美術館のライブラリーで閲覧・複写した。なお, 本書は丸善が版元となって日本でも刊行されたいが未確認である。LONGWORTH 2はCWGCの全面的な協力と監修で書かれた「五〇年史」で新しい「正史」といってよい文献で, ウェアとIWGCの活動の詳細な記述, そしてWARE 1がとりあつかっていない1917年以前の活動と, 1937年以降の30年間のことから詳しくふれていることが特徴である。WARE 1と並んで今後の研究の基本文献といってよいであろう。本稿ではIWGCに関する基本的事実についてはまずWARE 1に拠り, 1917年以前のことは主としてLONGWORTH 2で補った。GIBSON & WARD 3はその第2部(第7章~12章)をフェビアン・ウェアとIWGCの活動に充てており, それはおそらくWARE 1を下敷きにしていると思われる。本稿ではまた, CWGCの公式HPなどもあわせて参照した。なお, 英語版ウィキペディアのウェア, ミルナーの項目も参照した。同辞典は文責が不明確なため論文への引用は本来なら控えるべきだが, ウェアに関しては参考資料が上記のとおり極度に少ないため基本的データの一部として参照した。

## 第一章 フェビアン・ウェアと帝国戦争墓委員会前史 ～赤十字自動車部隊から墓登録委員会まで

### フェビアン・ウェアの経歴

陸軍少将サー・フェビアン・アーサー・ゴウルストーン・ウェア

(Major General Sir Fabian Arthur Goulstone Ware) は1869年6月17日にブリストルのクリフトンで生まれ、1949年4月29日に死亡した。帝国戦争墓委員会の創設者であり、後半生をその活動に捧げた。彼の経歴は英語版ウィキペディアによればおおよそ以下の通りである。

ウェアはロンドン大学とパリ大学で学び1894年に理学士の学位を得た。10年間をいくつかの中学校の助教やまた教育委員会で過ごした。1899年にはモーニングポスト紙に寄稿を始めた。1900年に彼はパリ万博のイギリス使節団の教育委員会の代表になった。その後南アフリカのトランスバールの教育副局長となった。そして2年後にトランスバールとオレンジ・リバー植民地の教育局長代理になった。その少し後に、ケープ総督・南アフリカ高等弁務官であったアルフレッド・ミルナー子爵の下でトランスバール自治州の教育局長となった。1905年にイギリスに戻り、モーニングポスト紙の編集者になった。そしてモーニングポスト紙には1911年にリオ・ティント株式会社の取締役となるまで留まった。1914年8月に第一次世界大戦が始まった時、彼はイギリス陸軍に参加しようと試みた<sup>(4)</sup>。しかし、歳を取りすぎているため拒否された。そこでミルナーの助力を得て<sup>(5)</sup> イギリス赤十字社の救急車部隊の隊長の地位を得た<sup>(6)</sup>。

ウェアがパリ万博で職を得たのはパリ大学で学んだことも関係しているようであるが詳細は不明である。そしてその後、本稿で詳しく見るように戦争墓の仕事でフランスで活動するに至るのもフランス語ができたことと関係があろう。その後、どのような事情で南アフリカに渡り、教育関係の行政官になったのかについてはこれまたウェア自身は何も書き残していない。ミルナーと知り合ったのが南ア以前なのか以後なのかははっきりしない。また、ウェアのそれまでの経歴はここで見たように、主として教育

者・教育行政官であったが、彼をジャーナリストと紹介したものもある<sup>(7)</sup>のは、この二度のモーニングポスト紙との関係に起因していると思われる。しかし本稿で見るように、彼の経歴はいわゆるジャーナリストとしてのものからはほど遠いように思われる。また、彼がこの面でどの様な活動を展開したのかについては今のところ不明で今後の課題である。

### アルフレッド・ミルナーとの関係

ちなみに、ウェアがイギリスに戻った1905年というのはミルナーが南アフリカを去った年でもあるので二人は行動を共にしていたと考えるのが妥当であろう。また、リオ・ティントは現在も同名で存在する金属資源関係の多国籍企業で、当時ミルナーが会長を務めており、南アフリカで銅山を経営していた。植民地高官が辞職後現地の企業の経営者となることは当時珍しいことではなかったと思うが、ミルナーは第二次ボア戦争開始以前から南アフリカの鉱山シンジケートのオーナーたちとは親しかったし利害を共にしていた。そしてミルナーはウェアをその会社で厚遇した。つまり、1902年以降のフェビアン・ウェアは完全にミルナー人脈の中に含まれると考えてよい。そのことはウェアのその後の人生に大きな影響を与え、利益をもたらしたと考えられる<sup>(8)</sup>。

ウェアがIWGCの前身であるイギリス赤十字社の救急車部隊の隊長になった事情について、現在のCWGCの公式HPのHistoryにおいては、“He used the influence of his friend, Viscount Milner, to obtain command of a Red Cross Mobile unit,” 「彼（ウェアー引用者）は赤十字救急車部隊の隊長の座を得るために、友人であるミルナー子爵の影響力を利用した」と明記している。言い換えれば、アルフレッド・ミルナーとフェビアン・ウェアは友人というよりは、日本的な表現をすれば「親分－乾分」の関係にあり、第二次ボア戦争を惹起しイギリスの南ア支配に大きく貢献し、第一次世界大戦時にはロイド・ジョージ戦時内閣の無任所大臣として内外に

強い政治的影響力を持つに至ったミルナーは、かつて南アフリカでそうであったように、乾分の一人であるフェビアン・ウェアに新しい仕事場としかるべき地位を与えた、と考えるのが妥当であろう。ちなみに、第一次世界大戦時のイギリスの指導者の中には第二次ボア戦争の関係者が多い。無任所大臣ミルナーはもとより、戦争大臣キッチナー、海相チャーチルも第二次ボア戦争に関係していた。

この両者の関係は1925年にミルナーが死去するまで続いたと考えられる。その間に本稿で見えるように、フェビアン・ウェアはIWGCを組織として確立し、その存在の根柢に王家を戴き、さらに第一次世界大戦後のイギリス帝国の再編成という大きな課題の中でコモンウェルスの枠組みの中にIWGCをしっかりと位置づけることに成功した。つまり、IWGCの存在とその活動は1918年以降不可避となった帝国再編の具体的な一側面としてとらえる必要がある。言い換えれば、ミルナーたちが意図した帝国再編＝コモンウェルス創設という枠組みの具体的な実践例としてIWGCの存在と活動があったと考えられる（ミルナーはコモンウェルス創設以前に死去している）。であるからこそ、IWGCはCWGCに発展し得たし、莫大な数の戦争墓と戦争記念碑を建設し、それらを維持管理するコモンウェルス内で唯一の、かつ恒久的な組織として位置づけられたのである。そして、フェビアン・ウェアはその枠組みの中で行動したからこそ終始一貫その指導者でいられたし、将官への昇進もサーの称号も得られたと考えられる。

IWGC-CWGC関係者の中で半ば伝説と化しているフェビアン・ウェアの強いリーダーシップ、卓抜した政治力と交渉能力は、本稿で見るとおり疑いのないものである。しかし、その全てを彼の個人的資質と業績に還元してしまうと事の本質を見失う恐れがある。この仕事にかけた個人的な情熱を別とすれば、フェビアン・ウェアの強いリーダーシップと政治力はアルフレッド・ミルナーという第一次世界大戦前後のイギリス政界の大立者が後ろ盾となり、ウェアが帝国再編に際して、その一側面の分野で活躍し

たからこそ可能となったという一面を考慮しなければならないだろう。

フランスにおけるイギリス戦没兵士の墓の発見と登録～大戦初期の活動  
われわれは勝利者の口を通してのみ語られた情報で歴史を再構成しがちであるが、戦争墓の調査と登録＝記録という仕事は、結果的にフェビアン・ウェアの部隊が帝国戦争墓委員会となり、その仕事を独占した。しかし、ウェアの部隊が大戦中の最初の時期から唯一の組織として担当し活動していたわけではない。

イギリスの戦没兵士の墓の搜索とその記録という分野では、当時少なくとも三つのグループが同時に同じような活動を展開していた。いずれもイギリス赤十字社関係者の組織である。一つはフェビアン・ウェアの自動車部隊、二つめはパリに設置されたイギリス赤十字社の現地事務所を統括していたロバート・セシル卿のグループ、三つめはイアン・マルコムグループである。この第三のグループの詳細は不明であるが、セシルに協力して調査を進めていたようである。戦場はあまりにも広く、兵士の死体はあまりにも多かった。一つのグループがすべてをカバーできるものではなかった。この中で、セシルのグループはイギリス赤十字社の現地本部という強みがあって、イギリスの家族親族からの行方不明の兵士に関する問い合わせに対応していた。彼らは戦闘行為が終わった後、調査を行い、自分たちが発見した墓や負傷者に関する情報を収集し提供した<sup>(9)</sup>。

これに対して、フェビアン・ウェアの自動車部隊のやり方は、大変危険ではあったが、効果的なものであった。戦線の拡大につれてウェアの部隊はしだいにイギリス軍本隊から遠く離れてしまっていて、彼らはフランス軍の部隊と一緒に行動して戦場のすぐ後方で活動していた。そして、戦場で発見した墓や共同埋葬地に関する情報を一つ一つ地図の上にマーキングし、誰が葬られているのか、無名の墓はいくつあるのかといった細かいことを記録していったのである。

### ウェアの自動車部隊の活動

当然、負傷者を後方に搬送するという赤十字社本来の仕事と平行してその作業は行われた。ウェアがその仕事に本格的な関心を持ったきっかけは、1914年10月に赤十字社の医療補佐官のステュワート博士が部隊を視察するために訪れた時、ウェアは連れだつてたまたまある一つの共同墓地を訪ねたことにあった。ウェアによれば、「そこで彼ら（ウェアとステュワート博士—引用者）は木でできた簡素だが注意深く作られた十字架がすべて上に建てられた多くのイギリス人の墓を発見した。そこにしばらくたたずんで、ウェアは、もしも墓が適切に記録されないならば、それらの位置は記録されあるいは登録される証拠がなくなってしまうということにはじめて気がついた。それ以上に、誰もそれらの維持に責任を持っているようには思われなかった。同じ10月、『行方不明者のリスト』のために彼らを単に識別することを超えて、墓に関する部隊の仕事がはじめて拡大された。<sup>(10)</sup>」

1914年10月からより本格的に始まった墓の搜索と登録＝記録という仕事はこの時のステュワート少佐の示唆によるとウェアが翌年書き残しているとLONGWORTH 2は指摘している<sup>(11)</sup>。

そしてその仕事におけるウェアの部隊のやり方はかなり徹底したものであった。今日の言葉でいうと戦場の「悉皆調査」である。その働きは重要でめざましいものであったが、それにもかかわらず、ウェアの部隊の存在は以下のように不明確で不安定なものであった。

ウェアの時間の多くは、フランス軍の司令官に対して彼のグループがフランス側の境界内で行動できるよう交渉することや、ロンドンの赤十字からより多くの物資を獲得することや、陸軍医療部隊が彼の小さな部隊を吸収してしまわないよう努力することなどに費やされた。

さらにウェアはそのエリアのフランス人将校と聖職者との間に、彼に対してイギリスの負傷者と死者に関する情報を提供するよう接触の



輪を作り上げるよう努力した。時々、戦闘が小康状態になると、彼は捜索隊を送り出し、時には全く戦場から離れてイギリス人が埋葬された場所を記録するよう指示した<sup>(12)</sup>。

ある隊員は自分たちの仕事について次のように述べている。

カブ畑の道の外れで狙撃され、あわただしく埋葬された哀れな仲間の墓を見つけ出すためには、不断にかなりの忍耐とアマチュア探偵のようなスキルが必要だった。しかし、私のささやかな努力は、私が控えめな墓碑銘を持つ木の十字架と一緒に一日か二日後に引き返し、彼の墓の頭のところにそれを建てた時、十分に報われたのである。何故ならば、私は祖国のために死んだ一人の勇気ある人間に対してささやかな名誉を与えるということに誇りある満足をおぼえたからである<sup>(13)</sup>。

戦場で死んだ兵士は、仲間や住民が石罫箱のようなあり合わせの箱を解体して簡単な十字架を作り、それに名前などを書いて建てて適当に埋葬した<sup>(14)</sup>。したがって字が薄れたり汚れたりして判読不明なものも多かったし、それさえなくてただ穴にまとめて葬られている場合も多くあった。そのため、墓を発見するという仕事には地元の人々、特に教区司祭の協力が欠かせなかった。後にふれるように、教会や民間の共同墓地に葬られた例も多かったのである。しかしそれ以上に効果的だったのは現地の子供たちである。「私は小さなフランスの子供たちから最良の情報を得ていた。彼らは時々私を耕された野原を二・三マイルも横切って墓へと案内してくれた。<sup>(15)</sup>」と隊員の一人が回想している。

こうした活動は調査方法や効率は異なっても、先の三グループによって事実上地域を分割して担当されていたようである。ウェアの部隊は主に西部戦線の北側の戦場を担当していた。そしてイギリス軍当局は当初、

どうやらセシルのグループの活動を重視していたようである。それにはセシルがイギリス赤十字社の現地の統括者であることと、ウェアの部隊がフランス軍と行動を共にしており負傷者の搬送がそもそもの任務であって、墓の搜索はその合間をぬって行われていたという事情もあったと推測される。また、フランス軍も自前で負傷者を運ぶ手はずを整えつつあり、しだいにウェアたちの手を借りることを忌避するようになっていった。

### 危機に瀕した活動と起死回生の交渉～「墓登録委員会」の成立

墓の搜索と登録の必要性を強く感じて活動を本格的に初めて間もない1914年10月にウェアは早くも行動を開始した。

1914年10月にウェアは髪を振り乱してイギリス遠征軍副司令官のマクレディ将軍のオフィスに飛び込んだ。そして自分の部隊の仕事について、詳細な報告を求められて、ウェアはどのように墓がマーキングされ、どのように一つ一つの墓の正確な場所が記録されたかについて熱心に説明した。マクレディはウェアの話に興味を持った。彼はボーア戦争において墓が毀損され大きな混乱が起こった時の苦悩を覚えていた。彼はその時、ケープで参謀将校を勤めていた。彼の関心は墓が毀損されないようにという故国の一般の人々の要求によって緊急の認識に高められた<sup>(16)</sup>。

マクレディも従軍していた第一次ボーア戦争はイギリス側の予想に反してボーア人の防御が堅く強い抵抗に遭い、大量の犠牲者を出した（またそれ故、第二次ボーア戦争ではボーア人の非戦闘員に対する虐殺を含む焦土作戦が採られることになったのだが）。

ウェアの言葉はマクレディを動かした。しかし、事態はそう簡単には切り開かれなかった。実はそれ以降、状況はウェアたちにとってかなりきび

しいものになっていた。

1915年2月に、ウェアの主任補佐官であるアーサー・メッサーが戦争省のレジナルド・ブレイド卿に作戦が続けられるよう保証を求める援助の手紙を書いた。そして遅れて同じ月にウェア自身がセント・オマーの憲兵司令官に墓の仕事の許可をとれるようアピールしたが、拒否された<sup>(17)</sup>。

ウェアの部隊の仕事は中断の危機に直面していた。ちょうどその時、タイムズに宛てたある一通の手紙が墓の発見と適切な維持管理を求めるイギリス国民の高まるムードを代表していた。それはある女性が兄弟の墓を見つけるために努力していたというものである。

彼の連隊の仲間は彼女に正確な地域の詳細と墓の上に建てられた一時的な木の十字架と墓碑銘についてさえ説明していた。彼女はその場所を見つけた。そこには、全く多くの犠牲者が埋葬されていた。しかし、十字架を識別するすべての痕跡あるいは他の印は消えていた。私はわれわれの友人の苦悩についてくどくど述べるつもりはない。…(中略) …私があなたたちに働きかける唯一の目的は、幾千もの同じ苦痛に満ちた例があるに違いないということを指摘することである。私は戦争省のどの部署が墓のためにより恒久的な識別マークを付けることによって問題のこの状態を改善するのかわからない<sup>(18)</sup>。

開戦当初の予想に反して長期戦化し、塹壕戦の激化にともない史上最大の犠牲を強要する世界戦争の遂行のためには、帝国内のあらゆる人々の献身と協力を創り出す必要があった。戦没兵士の墓の問題に対するマクレディの判断は以下の通りであった。

マクレディは墓を記録し登録するためには適切な組織が確立されなければならないと結論づけた。彼は、ウェアとセシルとマルコムがこの問題に関心を持っていることを知っていた。しかし、(A) 彼らの仕事は適切な協力と統制が必要であった。(B) ついに彼はウェアの部隊がその仕事にとって適切であると確信した。1915年3月2日、ウェアはロンドンの赤十字社に対して、自分の自動車部隊が「フランスにおけるイギリス人将校と兵士の墓の場所、記録、登録の問題を取り扱うことを認められた唯一の組織であると公式に承認され、そして『墓登録委員会』という名の下で行動することになる」と書き送った。

他の利害関係のある組織はその仕事に近づかないよう警告を受けた。そしてセシルの仕事を引き継いでいたマルコムは彼が発見した墓のすべての地図とリストおよび、フランス当局から彼が得た共同墓地における恒久的な合意をウェアにしぼしぼ引き渡したのである<sup>(19)</sup>。

結果的に、直前まで活動中止という危機的状況に直面していたウェアの全面的な逆転勝利である。だが、どうして三つのグループの中からウェアの自動車部隊が選ばれたのか、詳細はどの関係者からも語られてはいない。上記引用文の下線部分の(A)と(B)の間にはどう見ても飛躍がある。後年ウェアは「西部戦線でのこの初期の日々に、広い視野と人間感情に深い理解をもった副司令官ネビル・マクレディ卿がいたことは幸運だった。彼はウェアたちの提案に直ちに同情的な耳を傾けた。」と回想している<sup>(20)</sup>ところから見ると、マクレディの意向が結果を大きく左右したことは間違いないだろうし、彼をその気にさせたウェアの交渉能力がものをいったことは明らかである。マクレディはさらに司令官のジョン・フレンチ卿に対して、戦場における陸軍の統合的な一部として墓登録組織を創設するために、戦争省の承認を得るようアドバイスした<sup>(21)</sup>。そしてマクレディはその後IWGCの良き理解者となり、熱心なメンバーになった<sup>(22)</sup>。

こうしてウェアの仕事は今やイギリス派遣軍総司令官のヘイグ將軍自身によって公式に認められた<sup>(23)</sup>。

ヘイグは1915年3月に戦争省に次のように報告した。すなわち、「その組織の仕事は純粹に感情的な価値に基づくものであり、戦争の勝利による終結には直接貢献するものではないということは完全に明らかである。

しかしながら、それは故郷にいる死者の近親者や友人にとってだけでなく、戦場にいる部隊にとっても非常に大きな道徳的な価値を持っている。これらの将兵たち（ウェアたちのこと一引用者）は塹壕のすぐ後ろの共同墓地を毎日訪ね、砲弾やライフルの砲火に完全に身をさらし、死者の名前だけでなく、埋葬された正確な場所を綿密に記録しているという事実は、人間にとって象徴的価値を持つということを強調しすぎることは困難ではない。それ以上に、戦争が終わりを告げた時、死者が埋葬された場所を記録し分類するという処置がなされたか、そして適切に埋葬されたか、死後直ちに埋葬されたか、などについて政府からの説明を要求する気持ちが国民の心の中に生まれるであろう。」

こうして墓に関する仕事が部隊の主要な任務になっていった。そのため部隊の活動のうち、医療的な側面はしだいに少なくなっていった。そしてそのうちウェアは救急車の活動を続けようとするのはまったくあきらめざるを得ないことになった。彼は負傷者を助ける彼の仕事を続けようと努力した。しかし、赤十字社は彼に墓登録委員会にすべての努力を集中することを決心するよう彼に助言した。洪々、1915年5月ウェアは救急車を戻し、フランスとの彼の仕事を終了した。しかし彼は、部隊が存続した7ヶ月の間に、12000名の兵士を運び、ウェアたちの野戦病院で約1000名の負

傷者を治療したということを知って慰められた。今や、墓の搜索と登録という、彼の残りの人生を費やす任務にもっぱらエネルギーを集中して、ウェアは新しい基礎の上に部隊の再組織に着手したのである<sup>(24)</sup>。

以上がフェビアン・ウェアとその自動車部隊の活動の概要と、「墓登録委員会」(Graves Registration Committee, 以下GRCと略記)への転換までの経緯である。ウェアの部隊が選択された背景には、マクレディの理解と、ヘイグが述べているように、「塹壕のすぐ後ろの共同墓地を毎日訪ね、砲弾やライフルの砲火に完全に身をさらし、死者の名前だけでなく、埋葬された正確な場所を綿密に記録しているという事実」が評価されたことは間違いない。そしてその後も度々発揮されるのであるが、この困難な交渉の過程でウェアのこの仕事にかける情熱と類い希な政治的交渉能力が寄与していることも明らかであろう。さらに筆者はその背後での戦時内閣大臣としてのミルナーの影響力の行使(もちろんウェアの要請を受けてのことであろう)を想像しているのであるが、その後の展開を見る時、それは強ち的外れではあるまいと思っている。

[註]

- (4) CWGCのHPはこの志願は「帝国への献身を説いたミルナーの影響」と記している。
- (5) 英語版ウィキペディアでは“so with the assistance of Milner.”と記されている。
- (6) 以上、英語版ウィキペディアFabian Wareの項を参照した。
- (7) 原田前掲書、6頁
- (8) 実はウェアとミルナーは似たような経歴を持っている。ミルナーはドイツ生まれで母方の親族のつてを頼ってイギリスに渡り、オックスフォード大学等で学んだ。初めはジャーナリストを目指すのが政界に転じ自由党から総選挙に出馬したが落選し、ジョージ・ゴースェンの個人秘書となった。このことがミルナーの政界・官界への足がかりとなった。ゴースェンもドイツ生まれのイギリス人でオックスフォード大学出身であるという共通点がミルナーと結びつけた要因であるかもしれない。そしてゴースェンが大蔵大臣になってミルナーをエジプトの財務次官に抜擢した。つまりミルナーの政界、官界での経歴はゴースェンとの個人的関係のおかげを大きく

被っている。そしてこの植民地での経験が後のミルナーの政界での飛躍の基礎を作った。そしてその頃、南アでの出会いからウェアとミルナーの関係は深まっていったと思われる。

なお、ミルナーの経歴については“THE MILNER PAPERS SOUTH AFRICA 1897-1899” (Edited by Cecil Headlam, CASSEL & COMPANY, 1931) と英語版ウィキペディアを参照した。

- (9) 以上, LONGWORTH 2, 2～5頁を参照してまとめた。
- (10) LONGWORTH 2, 3頁
- (11) 同前
- (12) LONGWORTH 2, 2頁参照
- (13) LONGWORTH 2, 3頁
- (14) 戦後、戦争墓と共同墓地が整備された時、これら臨時に建てられた十字架の取り扱いが問題になった。IWGCでは運送費用を国家が負担して家族に送付返還する措置がとったが、実際の請求は非常に少なかった。家族へ返還されなかったこれらの十字架は故郷の教会の墓地に儀式を経た後埋められるか、復活祭の篝火のアナロジーとして燃やされることもあったし、教会の壁につるされることもあった。しかし一部が偶然にゴミと一緒に焼却されたこともあり、この時はそれが新聞報道されて抗議の声が上がった。(以上前掲『英霊』96頁参照。) モッセはこの点について「戦没者の祭祀は、死者の墓のために間に合わせで作った目印にまで拡大されたのである。」と同書で指摘している。(同前)
- (15) LONGWORTH 2, 4頁
- (16) LONGWORTH 2, 5～6頁参照, ウェアもまた南アフリカでの経験を共有していた。
- (17) LONGWORTH 2, 5頁
- (18) LONGWORTH 2, 6頁, なお6頁原注によると1915年1月9日の記事である。
- (19) LONGWORTH 2, 6頁, なお下線は引用者
- (20) WARE 1, 24頁
- (21) 同前, 24頁参照
- (22) 同前, 25頁参照
- (23) LONGWORTH 2, 6～7頁
- (24) LONGWORTH 2, 7頁参照

## 第二章 墓登録委員会から帝国戦争墓委員会へ

### 墓登録委員会

こうしてウェアの自動車部隊の組織は新しく墓登録委員会へと衣替えをした。しかし、GRCの軍隊内における立場は奇妙なものであった。メンバーの幾人かにはローカル・ランクの地位が与えられ、ここではじめて軍人ではなかったウェアにも軍籍が与えられた。彼は一足飛びに陸軍少佐に任じられたのである。その後、ウェアはIWGCの仕事に専念し最終的には陸軍少将にまで昇進し、その仕事を評価されてサーの称号も与えられるに至るのである。

ともあれ、前記のような一連の措置によって、GRCはイギリス陸軍の一部隊としてフランス当局と交渉する正式の資格を得たのだが、GRCの多くのメンバーの取り扱いはきわめて曖昧なものであった。それはいまだに軍事的な地位を持たず、軍事的な原則に従わない個人所有の自動車の運転手であり、ただの運転手であり、事務員であり、用務員であった。リクルートは未だ大きくは個人的な関係に頼っていた。そして加わった人間は、契約によって定められた業務をやる身分であった<sup>(25)</sup>。

他方、ウェアの組織の活動経費は実働部隊のメンバーたちを含めてイギリス赤十字社が財政的に支えていたようである<sup>(26)</sup>。こうした財政的に変動的で不安定な状態と実働部隊のメンバーの身分的曖昧さは、IWGCが成立してから10年後に、ヨーロッパ全域、中東、アフリカ、アジアなど第一次世界大戦の戦場となったあらゆる地域に墓、共同墓地、そして記念碑を建設し、それを恒久的に維持管理するという目的のための膨大な費用を捻出するため、1926年6月30日、帝国戦争墓基本財産国債法（Imperial War Graves Endowment Fund Bill）が制定され、帝国を構成する国々で国債が起債されて、IWGCの財政状況が相対的に安定するまで続いた。



### 墓登録調査理事会への衣替え

そして1916年2月に墓登録委員会は墓登録調査理事会 (The Directorate of Graves Registration and Enquiries, 以下DGREと略記) と名を替えた<sup>(27)</sup>。この組織替えに際してウェアは陸軍中佐に昇進し、組織の理事長 (Director General) に就任した。そして、拡大された仕事の範囲に生じた新しい責任を定めたのである<sup>(28)</sup>。

理事会の任務は、恒久的な墓地を建設してIWGCに引き渡す時が来るまで<sup>(29)</sup> 共同墓地を維持することだけでなく、戦闘行為が中断すれば、かつての戦場を探索し、単独で埋葬されている遺体を正式な共同墓地に移す仕事を委託されたことである<sup>(30)</sup>。

DGREの実働部隊は墓登録部隊 (Graves Registration Unit) と呼ばれ、「1916年の5月はじめまでに50000以上の墓を登録し、5000の問い合わせに回答し、2500枚の写真を提供し、暫定的に約200の共同墓地の用地を選定し」た<sup>(31)</sup>。そしてさらに、「1917年4月までにフランスとベルギーで150000、サロニカで2500、エジプトで4000以上の墓を登録し、70以上の共同墓地が建設され、12000枚の墓の写真が心配している親族に送られた」のである<sup>(32)</sup>。約二年間の間に活動の範囲が飛躍的に広がったことがわかる。

### 墓建設の仕事と帝国の枠組み

この墓登録調査理事会の活動には後のIWGCにも引き継がれる一つの重要な特徴が付与された。それまでウェアの組織は初めはイギリス赤十字社、次にイギリス陸軍の一部として墓の調査、登録に従事してきた。しかしこれ以降、その仕事は国民国家としてのイギリス (= 連合王国) の枠組みを超えて、当時の帝国 = 後のコモンウェルス全体に関わる事項として位置づけられるようになったことである<sup>(33)</sup>。「連合王国の兵士はフランスやベルギーよりも遠くの戦区で死んだ。そして帝国のあらゆる支配地域から来た人々は帝国の防衛のために招集された。すべての戦場において、連合王国

の兵士たちは戦死し、そしてカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、そしてニューファンドランド、インド、そしてすべてのイギリスの植民地からきた仲間たちと並んで埋葬された<sup>(34)</sup>」からである。そのため理事会の権限は全ての戦区に拡大された。そして理事長は戦争省の軍務局長に対して直接責任を負っていた。その軍務局長のポストにはマクレディ将軍が昇進していた<sup>(35)</sup>。このことはウェアの仕事の進展には好都合であった。

こうして、ウェアは連合国側のすべての地域を取り扱う新しい作業計画を立てた。それは地域を最初は四、後に八の地区に分割して、それぞれは将校一～二人に自動車数台、記録係、従者、コック、運転手、修理工（自動車はしばしば故障したので）などで編成されていた。それ以外に部隊の司令部が設置された。もちろん責任者はウェアであった<sup>(36)</sup>。

### 戦争と国民と帝国～戦争墓の持つ政治的意味

本格的に墓の搜索と登録という仕事を始めたウェアたちが最初に直面したのは、ニュー・アーミーと呼ばれた大戦勃発後に志願した大量の非職業軍人よりなる兵士たちの家族親族が強く抱いていた「戦争後に墓の世話をする準備ができていのかどうか」という要求にどのように応えるかということであった<sup>(37)</sup>。

G・モッセは『英霊』において、フランス革命以降、義勇軍・志願兵の存在が戦後の戦争の神話化に大きく寄与したことを指摘したが<sup>(38)</sup>、同じことは第一次世界大戦でモッセが主たる分析対象としたドイツだけでなく、イギリスの場合にも相当したと考えるのが妥当である。ニュー・アーミーはキッチナー陸軍とも呼ばれ、戦争省大臣キッチナーの「イギリスが君を必要としている」という有名なポスターに象徴されるように、開戦後、イギリスでも愛国心発揚の大きなうねりが起こった。そして多くの市民がその後自分たちに降りかかる残酷な運命のことを深く考えもせずに軍隊に志

願した。そうでなければあれほど大量のニュー・アーミーが短期間に出現することはなかったであろう。彼らはパル（職場単位などの仲間）として組織された。戦争が史上未曾有の悲惨な戦いになろうとはほとんどの政治指導者や軍人、そして一般市民が思ってもいないことだったからである。しかし、本人たちの主観的意図や気持ちがどうであれ、結果的に志願兵というのは「自らの意思で祖国に尊い命を捧げた」ことになり、特にその戦没兵士の家族親族は墓の問題に関心が高かったのである。これが国内的な圧力となり、政府・軍部の関心を墓の問題へと向けさせたのである。先述のタイムズ紙の記事はこのことをよく示している。

重要なことは、それがイギリスの国内レベルを超えて「戦争が終われば墓がきちんと整備され、それらが恒久的に維持されることは当然であり、そのためには恒久的組織の確立が必要である」という認識が、この戦争を戦い抜くための「連合王国と自治領の自由な協力の精神に影響を与え、戦後はそのための行政が帝国のすべてのパートナーの政府にとって結局直接的な責任になることは直ちに明白になる<sup>(39)</sup>」という認識の一致に結実したことである。つまり、戦争墓の整備とその恒久的な維持管理は、連合王国と自治領の全ての政府（帝国後のコモンウェルスを構成する国々）に、協調のためのシステムやそれを実践するためのチャンスを提供し、連合王国と自治領の全ての政府が同じ目的の政策をとれるようにするための最初のそして最適な実践例であった、ということが改めて注目されなければならない。

1916年1月、自治領の代表は「兵士の墓の世話のための国家委員会」に任命されていた。それは王太子（後の国王エドワード8世）が総裁を務めていた<sup>(40)</sup>。この構図は後述のようにIWGCに受け継がれることになった。

こうして、課題は墓の調査と登録＝記録から、その建設と恒久的な維持管理へと移りつつあった。組織にも転換が迫られていた。そのきっかけはフェビアン・ウェアによる上記のような考えに基づく提案が王太子の手を

通して政府に提出され、それが帝国会議において検討、承認されたことであった。

### 帝国戦争墓委員会の発足へ向けた覚書の提出～帝国会議と戦争墓

1917年3月、王太子は墓登録調査理事会事理長（フェビアン・ウェアのこと）の提案を具体化する覚書を首相に提出した。

その提案は、兵士の墓の世話をする恒久的な帝国の組織を作ることを求め、その問題が春に間に合うよう、ロンドンで植民省大臣のウォルター・ロングの議長の下、帝国会議によって検討されるよう求めていた。それは、新たに創設される帝国戦争墓委員会に、戦争で死んだ人々の墓を世話し維持するための権限を与え、共同墓地のために土地を求め、共同墓地や他の場所に恒久的な記念碑を建てることを目的としていた。重要な点は、その覚書には帝国戦争墓委員会設立に関する勅許状草案が付いていたことである。その覚書と勅許状草案は軍や植民省の法律アドバイザーの助言と、ダービー卿、ミルナー卿や他の大臣たちと相談してDGRE理事長であるウェアによって起草された。

覚書は1917年の帝国会議の最初の協議事項となった。勅許状は一条一条慎重に審議され、いくつかの修正がなされた後、満場一致で承認された。1917年4月13日、その認可を認めた決議案がカナダ首相のロバート・ボーデン卿より提出された。そして、5月21日勅許状は承認された。こうして王太子は新たに創設された帝国戦争墓委員会（IWGC）の初代総裁となり、ダービー卿が初代委員長、墓登録調査理事会の理事長であったフェビアン・ウェアが副委員長となった<sup>(41)</sup>。

以上がWARE 1で述べられている帝国戦争墓委員会の発足の経緯の概略である。この間のさらに詳しい事情についてLONGWORTH 2は、「その覚書の中でウェアは、理事会の仕事について述べ、帝国が『クリミア戦争の結果20年近く後になって、戦争で死んだ兵士の墓は世話をされず放置

されたままであったということが知られるようになった時、イギリス国民の良心に重きを置いた非難を免れるためにも』仕事の継続が必要であるということを強調した。新しい恒久的な組織はこうして創設され、その地位が決定された。」と述べている<sup>(42)</sup>。

さらに、LONGWORTH 2は「二つの組織的選択肢があった。第一は合同の帝国委員会、第二は直接国王の下で仕事をする一種の開発委員会をモデルにした法令に基づく組織である。ウェアは第二の選択肢の方を気に入っていた。彼の教唆に基づいて王太子は、帝国の墓を維持管理する組織は勅許に基づいて作られるべきことを示唆した覚書を首相に書いた。」と述べている<sup>(43)</sup>。

#### 政府内での反対とウェアの対抗策

しかし、帝国戦争墓委員会は前記のようにすんなりと閣議了承され国会議で承認されて誕生したわけではない。なぜなら、それまで海外の戦争墓や記念碑の建設を担当してきた省庁がすでに存在しており、IWGCの誕生はその権限と衝突すると考えられたからである。LONGWORTH 2はその間の事情について次のように述べている<sup>(44)</sup>。

ウェアは彼のプランを注意深く用意した。しかし彼はいまだ成功の確信を持ってなかった。彼は王太子に『もしただ一つの起こりうる反対があるとすれば、それはこれらの共同墓地の維持管理は自分たちに任せられるべきであるともともと要求していた建設庁から来るであろう。大蔵省によって支えられている建設庁が内閣のメンバーに最終的アピールをするだろうとミルナー卿は知らされているけれども、私はわれわれはその反対に打ち勝てると思う』と述べた。

三日後、首相ロイド・ジョージは王太子に、自分は『イギリスの軍事墓地が満足がいく状態に置かれ、恒久的な立場に置かれるという行

政的措置の重要性に関するウェアの見解と一致している。そして自分は問題の解決のために今度の帝国会議に確実に提案するだろう』と述べた。全ては上手くいっているように思われた。そして、最終段階において、ウェアの心配は的中した。3月19日、建設庁長官のアルフレッド・モンド卿が反対した。彼は1889年の海外におけるイギリスの共同墓地に関する委員会の報告について聞き返した。それは建設庁に『クリミアにおける兵士の墓の維持と保持の責任』を与えていた。彼は彼の省庁の資格について再び述べた。それは王室管理の公園や公共の建物を管理していた。それは建築と庭園管理の多くの人員を抱えていた。それは通常、ガリポリやサロニカ、エジプトでなされるべき仕事を監督できるコンスタンティノープルに基地を置く事務局員を持っていた。もしもアド・ホックな委員会が作られたとしても、彼の省庁は現場の仕事をするべきである。『すべての事務的な仕事は、新たに創設された事務局によるよりも、省庁のスタッフによってなされるべきである。』いずれにせよ、戦争省はあまりにも忙しく、それ以外の責任を処理することはできない。彼が新しい組織の委員長に指名されるべきであり、この目的のために議決された資金は戦争省や大蔵省よりも彼の省庁に対して割り当てられるべきである。帝国の感情は『助言と諮問』の機能を果たす自治領とインドの代表者よりなる委員会を通して適切に反映することができる、と。

建設庁長官 (the first Commissioner of Works) のアルフレッド・モンド卿はホワイトホールにある第一次世界大戦の戦没兵士のための記念碑として1920年に作られたセノタフの建設責任者でもあった。

そして、この争いの決着についてLONGWORTH 2は次のように述べている<sup>(45)</sup>。

それは強力なよく議論された言い分だった。しかしそれには二つの弱点があった。ウェアと彼の支持者たちは素早く反論した。第一に助言機能の範囲内だけで活動できる帝国会議は自治領の要望を実行するいかなる現実的権能も有していない。第二に建設庁は莫大な数の墓を取り扱うのに必要な経験を有していない。建設庁の常置の長官は、彼らが利害を持っている共同墓地の印象的なリストを挙げたさらなる覚書を正式に提出した。そのリストにはアテネ、ビヨンヌ、ボスフォラス、中国、日本、朝鮮、タイ、コルフ、クリミア半島、トルコ、ギリシャが載っていた。しかし彼はこれらの墓に使われる基金の割合が年間たったの約4500ポンドに過ぎないということを認めざるを得なかった。

最終回答はウェアの初期の議論をさらに詳しく述べ、それらをより強力に打ち出したものが用意された。『このコミッションは真に帝国のものであり、植民地と自治領を満足させるであろう。植民地と自治領は建設庁が示唆したような助言と諮問の委員会というえさには食いつかないであろう。(中略) この組織(軍人の管理者—ウェアのこと—引用者)は現に建設庁が担当しているよりもはるかに多くの共同墓地を取り扱う多くの種類のスタッフを抱えている。』それは数千の関係者と連絡がとれており、フランスの法律と交渉しフランスと緊密な関係を持っている。その行動はフランスのみならず、ベルギー、エジプト、メソポタミア、バルカン、東アフリカにまで広がっている。それ以上に、覚書の論点は新しい組織が取り扱うべき主要な問題についてであり、『そしてそれはいかなる政府の省庁によってではなく、幅広い大衆の基盤に基づいて決定されるべきであると感じられていることである。』

ロイド・ジョージは3月27日に一度に全ての問題を決定するために植民省大臣ウォルター・ロングが主催する全ての利害関係を持つ党派

の参加する会議を招集した。ウェアの言葉によれば、彼らは『私が示唆したように帝国のコミッションを確立することに強い賛意を示すために来た。そして、細部わたるすべての決定事項は完全に私の提案に賛成であった』。

制度上の問題が次に出てきた。そして結局、勅許状は新しい組織に全ての必要な権能を与えるよう作成された。帝国会議は提案に対して同じ修正を加えて、1917年4月13日の金曜日、『帝国戦争墓委員会勅許状による国王の創設』を求めた決議案は承認された。5月10日、国王諮問会議によって勅許状草案は承認され、21日に国王の署名がなされた。

政府機関を相手にしての闘いであったが、ここでもウェアは勝利した。ウェアの支持者たちとは誰であったかは具体的には書かれていない。しかし、文脈から判断して、王太子を筆頭にミルナーやダービー卿を含む戦時内閣の閣僚の幾人かやマクレディなどの軍部首脳が含まれていたと考えるべきであろう。この段階で、ウェアはすでに王室をはじめ政界や軍部に強力な後援者・同調者を持っていたと考えてよい。

そして、モンドとウェアの違いを一言で言えば、モンドは連合王国の中央省庁が担当すべきという主張で、ウェアは帝国会議に基礎を置く新しい組織が担当すべき、ということになる。本稿で何度も強調したように、戦争墓の建設と維持管理の問題は帝国-コモンウェルスの在り方の問題と直接リンクしていたことが問題の決着にとって重要であった。従って論理必然的にモンドの主張は退けられた、というのが本稿での筆者の解釈である。

### 帝国戦争墓委員会の発足

こうして帝国戦争墓委員会は発足した。前記のようなプロセスを経て出来上がった新しい組織は、その存在の根拠を国王の勅許状に置き、王太子



を総裁に仰ぎ、そして歴代委員長には戦争省大臣が就任した。そしてその下に、植民省大臣、インド担当相、建設庁長官 (the first Commissioner of Works)、各自治領代表、ウェアを含む墓登録部隊を指揮する将校 6 人の合計14人よりなる理事会が設置された。王太子は 1 年でその職を退き、後は二人の弟たちが引き継いだ (二代目の総裁となった次弟は、王太子=後のエドワード 8 世がシンプソン夫人との結婚により退位したのを受けて即位した後の国王ジョージ 6 世で現女王エリザベス 2 世の父君である。)。委員長は戦争省大臣のいわゆる「当て職」である。戦争省大臣は歴代政界の大物が就任した。本来の職 (戦争省大臣) の任期中はIWGCの委員長を務めるが、大臣が替われば委員長も自動的に替わることになる。初代の委員長はダービー卿エドワード・スタンレー (1917~18)、二代目はアルフレッド・ミルナー (1918~19)、三代目はウィンストン・チャーチル (1919~21) と続く。大体任期は短くて一年、長くて五年である。そして、王族の総裁、当て職の委員長はいわば「神輿」であって、他の理事たちの多くも当て職で、組織の実権は創設以来死ぬまで副委員長を務めたフェビアン・ウェアが握っていたことはいうまでもない。

[註]

- (25) LONGWORTH 2, 7~8 頁参照
- (26) LONGWORTH 2, 21頁参照
- (27) なぜ名称の変更が行われたのか、その事情についてはWARE 1 もLONGWORTH 2 も特に触れていない。
- (28) WARE 1, 24頁
- (29) 下線部引用者、これはウェアが書いているので、結果論からこのように書いたと思われる。DGREができた時、最初からIWGCの創設が予定されていたわけではないと考えられる。
- (30) WARE 1, 巻末APPENDIX C
- (31) LONGWORTH 2, 17頁
- (32) LONGWORTH 2, 22~23頁, なおLONGWORTH 2 の10頁以下でCRG-DGREの

活動がくわしく紹介されているが紙幅の関係上ここでは極簡単に述べるにとどめ、詳しくは他日を期したい。

- (33) WARE 1 を読んで感じた特徴の一つは、イギリス政府や議会への言及が非常に少ないという点である。つまり、ウェアが組織的活動の最初に記しているDGRE以降については帝国会議との関連、位置づけが中心をなしていること、つまり、戦争墓の建設、維持管理という課題は帝国の枠組みとの関連の中で進められたことが重要である。この点の意味するところに関しては本稿の中で詳しく述べた。
- (34) WARE 1, 24~25頁
- (35) 同前, 25頁参照
- (36) LONGWORTH 2, 8頁参照
- (37) WARE 1, 25頁参照
- (38) G・モッセ, 前掲『英霊』第2~3章参照
- (39) 以上WARE 1, 25頁
- (40) 前掲WARE 1, 25頁, 註2参照
- (41) 以上はWARE1, 25~26頁参照, 特に原註に細かく事情が記されている。なお, 組織について一部誤解があるようなので正しておきたいのだが, WARE 1 巻末の付属資料によると, 王太子はPresidentと書かれている。これは日本語では総裁もしくは名誉総裁に当たるもので, その下にChairmanとVice-Chairmanがある。前者を委員長, 後者を副委員長と解する。つまり, Presidentの下にVice-Chairmanがいるのではない。
- (42) 前掲LONGWORTH 2, 24~25頁, なお, 『 』の中はウェアの覚書からの引用と思われる。
- (43) 同前, 25頁
- (44) LONGWORTH 2, 25~26頁
- (45) LONGWORTH 2, 26~27頁

### 第三章 戦争墓・共同墓地建設のための 外国政府との交渉と合意

#### 戦争墓と共同墓地の統一プラン

成立したIWGCは第一次世界大戦の終了段階の緊張のただ中で、一年間かけて彼らのプランを審議し準備した。彼らの勧告とその見積もりは1918

年の帝国戦争会議 (Imperial War Conference) において審議され、その年の6月に以下のような決議を通過させた<sup>(46)</sup>。

会議は帝国戦争墓委員会の仕事の評価の記録の提出を求め、国ごとの死者の墓の数に比例して個々の政府によって負担される戦争墓委員会決定を実行するための費用に喜んで賛成する。

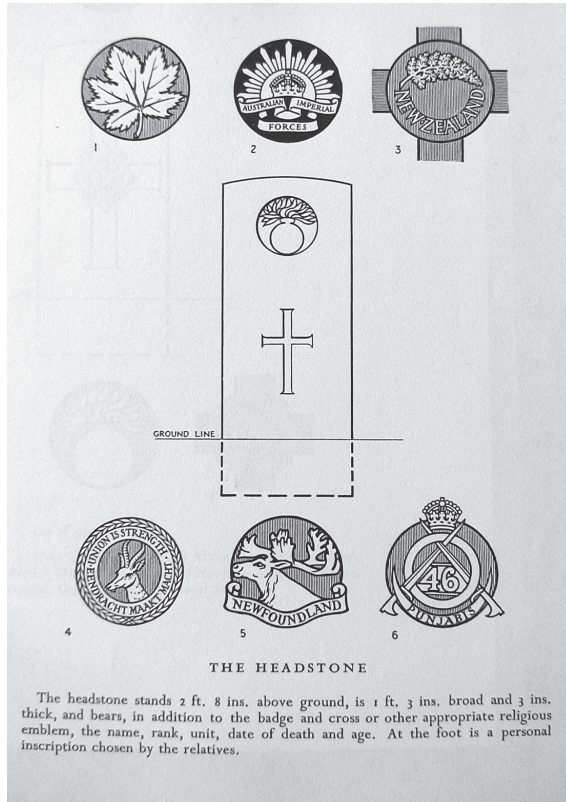
つまり、各国政府の負担割合は自国の死者の数に比例するという原則が帝国 (戦争) 会議で承認されたのである。この時点で判明していた墓の数は以下の通りであった<sup>(47)</sup>。

墓総数 (180861の識別不能の墓を含む)	767978
識別できる墓	587117
記念されるべき行方不明者	517773
戦死者総数	1104890

そしてコミッションは戦争記念碑と戦争墓について次の三つの原則を立てた<sup>(48)</sup>。

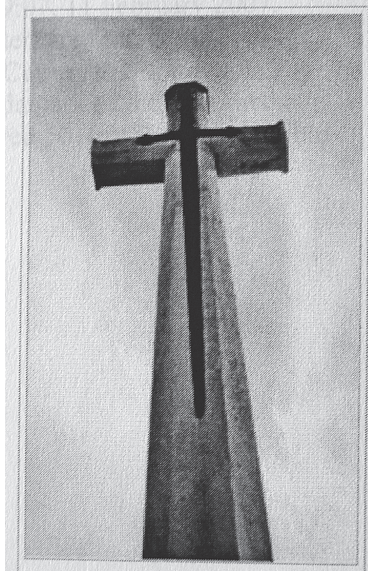
- ① 記念碑は恒久的なものであること
- ② ヘッドストーン (墓石) は統一されるべきこと
- ③ 軍人であれ文民であれ区別がなされるべきではないこと

この原則は1918年の帝国会議によって承認された。そして連合王国に関する限り1920年5月4日下院で議論された。その時主として第二、第三の原則が議論され、ウィンストン・チャーチルは委員会の政策を明快に説明した。問題は議会の自由な討論にまかされた。そしてこれらの原則に不同意の決議案は否決された<sup>(49)</sup>。前述の通り、当時チャーチルは戦争省大臣で、IWGCの委員長であった<sup>(50)</sup>。

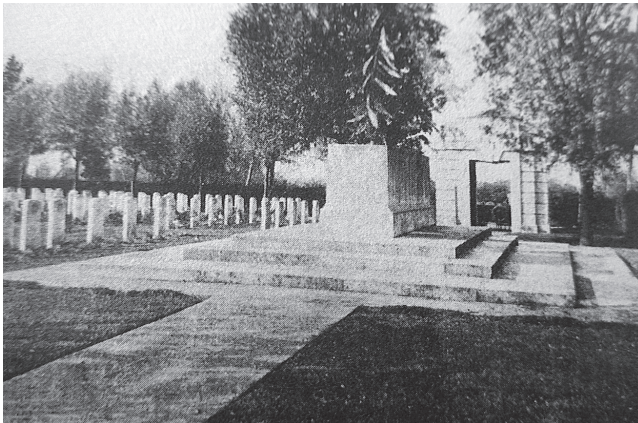


(写真1) 画一化されたヘッドストーン的设计  
素材は英国特産のポルトランド石  
[写真はすべてWARE1より]

これを見れば明らかなように、もともとキリスト教国であるから当然であるがヘッドストーンを表中央に十字架が刻まれていた。そして共同墓地の一般的なプランは二つの中央記念碑、つまり「犠牲の十字架」と「追憶の石」よりなり、墓石はすべて同じデザインで、階級や地位(身分)の区別ないことが特徴であった。



(写真2) 犠牲の十字架 まん中に中世の十字軍の剣がデザインされていることが分かる。



(写真3) 追憶の石とずらりとヘッドストーンが並んでいる。  
その下に一体一体の遺体が埋められている。

写真2で見ると、犠牲の十字架は十字架の中央に中世的なデザインの剣（十字軍の剣を模したと考えられる）がレリーフされていることが特徴である。IWGCが建設した墓と共同墓地はこれらの原則で統一されている。WARE 1 が出版された1937年段階で、このデザインによる約678000基のヘッドストーンが建てられた。用いられた石材はほとんどがイギリス産のポर्टランド石である。また、墓、共同墓地、記念碑などの建設にたずさわったのは退役兵を中心としたイギリス人の労働によるとされている<sup>(51)</sup>。

なお、これらの建設を現地の人々、現地の会社が請け負っているのではないか、という批判的意図の質問が下院において繰り返し行われている。それに対して、陸軍の政府委員は次のように答弁している<sup>(52)(53)</sup>。

フランス政府とベルギー政府は彼ら自身の負担でこれらの共同墓地のための土地を提供している。そして、これらの国々の国民たちが、彼ら自身の土地の上に共同墓地を建設する仕事を達成することから完全に排除されることは正しいことだとは思わない。

フランスとベルギーにおけるすべてのイギリスの共同墓地は請負業者によってではなく、帝国戦争墓委員会の直接雇用の形でイギリスの退役軍人によって世話されている。コミッションは実施においていかなる改変もすることは意図していない。

第一次世界大戦の主戦場となったフランス北部、フランドル地方にはたくさん共同墓地が建設された。この両方の答弁は相互矛盾しているように聞こえるかも知れないが、有り様は一部現地の会社、労働者を使ったが、大部分はイギリスの退役兵士を中心とした労働力をコミッションが直接雇用して建設したということを強調して下院での批判的空気かわしたところであろう。なお、建設の仕事が終わった後も、その維持管理の

ためにIWGCのいわば「職員」として海外に留まったイギリス人とその家族の雇用と福利厚生、そして子弟の教育の問題は、その後ウェアとコミッションにとって改善すべき重要な課題となったが、ここでは割愛する<sup>(54)</sup>。

### 土地の取得と外国政府との関係

言うまでもなく、第一次世界大戦の主戦場はヨーロッパ大陸で、その他の地域も含めてイギリスの戦争墓の大部分は外国に存在する。そのため、戦争墓・共同墓地建設のための土地の取得とその権利の恒久化が不可欠な課題であった。土地の取得には現地の地主に対する金銭的補償が必要である。戦争直後、墓の建設のための土地の取得に当たってIWGCと外国政府の間にはトラブルが実際にあったようである<sup>(55)</sup>。しかし実際には、この問題はIWGC成立以前の戦争初期の段階より政府間の交渉が行われていた。

「1915年の初期に、フランスの民間共同墓地へのイギリス兵の埋葬行為は、無期限に続けられてはならないことがはっきりした。そして共同墓地の目的のために新しい土地を獲得する必要性が生じた」<sup>(56)</sup>とウェアが述べているように、実は戦争が始まってしばらくの間は、イギリス兵の死者はフランスの民間の共同墓地に葬られることも多かったようである。

しかし、外国政府（この場合はイギリス政府）がフランスに土地を取得することはフランス国内に反対の声があった。この問題に対処するためにマクレディの指示によってウェアがパリで交渉に当たった。そして「フランス政府の寛大さのおかげで、1915年12月29日に両院によって承認されたフランスの法律で解決策が見出された。この法律は戦争で死んだフランスと連合国の兵士を埋葬する場所として現存する共同墓地の他に必要とされるすべての土地のフランス国家による取得を規定していた。そしてその費用もフランスの負担であった」<sup>(57)</sup>。そして「1916年の早春に、イギリス政府はフランス政府に対して戦争が終結したら、フランスの土地にあるイギリスの共同墓地の維持のために全体的責任を引き受ける意思があることを

示唆した」<sup>(58)</sup>のである。

こうして「1920年9月25日のフランスの布告の後、国家の負担で、共同の埋葬地にフランスと連合軍の兵士がねむる恒久的な埋葬地が提供された」<sup>(59)</sup>のである。共同墓地が建設されてから民間墓地等に埋葬されていたイギリス兵士の遺体は改葬されたと思われる。

「1916年5月に、その時点において必要で有用な共同墓地に関する具体的問題について、あるいはフランスの協力を確実にするために将来付随的に生じる問題の観点から、それらを定期的に会合して議論するために、英仏合同委員会（a joint Anglo-French Committee）がイギリス総司令部において指名された。1917年8月のイギリス・フランス・ベルギー合意はまた、その下でベルギー政府は自らの負担でわれわれの共同墓地に必要なこうした土地を取得することに合意したのだが、建設とその恒久的維持のためにイギリス政府に引き渡されるべきこれらの共同墓地を提供した。」<sup>(60)</sup>

この1915年末のフランスの法律をモデルとして、イギリスは同盟国との間に土地の取得に関する法律、同意もしくは保証を実現していった。つまり、土地はその国の政府が取得した後、イギリス側がその維持管理をおこなうのである。それらは以下の通りかなり長期間にわたって個別に交渉がおこなわれ、合意に達したものであった<sup>(61)</sup>。

フランス	1915年12月29日と1920年9月25日
ベルギー	1917年8月9日のイギリス－フランス－ベルギー合意
イタリア	1918年6月23日の宣言
ギリシャ	1918年11月7／20のイギリス－ギリシャ合意、それには1921年7月23日、8月5日、11月10／23の宣言が続いた。
パレスティナ	市町村と共同してパレスティナ政府によって付与された。
イラク	イラク政府による付与、あるいは委員会による取得



エジプト	1921年5月9日の付与行為
ドイツ	ベルサイユ条約, 1922年12月29日の連邦法
トルコ	ローザンヌ条約, 1936年7月のモントリュー会議において「共同墓地の維持と管理に関する, そしてローザンヌ条約の第124条の適用に関する過去の同様の施設の維持を続ける」というトルコ政府によって与えられた保証

こうして共同墓地建設のための土地問題は解決していった。次の課題はその維持管理のためのIWGCの権限の問題である。

1918年6月に入って, フランス政府はフランス国内にある多くの戦争墓地の統合に乗り出したようである。当時, 戦争省大臣でIWGC委員長であるミルナーは副委員長であるウェアに対して, この問題でフランス首相のクレマンソーと直接交渉するよう命じた。その際ミルナーはウェアを励ましたという。クレマンソーとの交渉は七月に行われ, その結果, 制度委員会 (Constituent Committee) が設置された。これは総司令部での英仏合同委員会の直接の後継組織であり, 1918年11月26日に調印された英仏合意の下, 創設された英仏混合委員会 (the Anglo-French Mixed Committee) につながるものであった<sup>(62)</sup>。

この合意はコミッションに対して, 適切に任命された当事者として行動する権利を承認した。そしてすべてのイギリスの軍人共同墓地と墓の世話をする責任があると認めた。;そしてその下でフランス政府は墓の建設と維持の仕事を実施するために必要な施設をコミッションに提供することを引き受けた。同時に, コミッションは混合委員会の中に局を設けた。それはフランス民政当局と軍事当局との間の日常的な関係においてコミッションを代表する特別な権能を有していた<sup>(63)</sup>。

コミッションはここでフランス側のかなり好意的な取り扱いを受けたようである<sup>(64)</sup>。その背景には戦争全体におけるイギリスの果たした役割の大きさだけでなく、戦争勃発以来、ウェアの自動車部隊のフランスにおける献身的な活動が評価されたという側面もあったかも知れない。

この1918年11月の英仏合意をモデルにその後、イギリスは各国政府との間で同様の協定を結んでいった。1919年6月13日に調印されたイギリス・ベルギー協定、1921年8月27日と9月9日のイギリス・ギリシャ協定、1922年5月11日のイギリス・イタリア協定、そして1935年12月20日のイギリス・ドイツ・フランス協定が結ばれた。その他、イラク、パレスティナ、エジプト、南アフリカ、インド、そしてケニア、タンガニーカ、ニアサランドなど東アフリカの国々、マルタとジブラルタルなどである。オーストラリアとニュージーランドなど自治領政府は彼らのそれぞれの領土にコミッションに対しては無料で戦争墓を建設し維持する方針であった。また、あまり知られていないが、連合王国と北アイルランドにも多くの戦争墓と共同墓地が作られた<sup>(65)</sup>。

このようにしてIWGCはイギリスが第一次世界大戦で戦った多くの戦場跡に戦争墓と共同墓地、記念碑を建設していき、それらを恒久的に維持、管理する仕事に着手したのである。

【註】

(46) WARE 1, 26頁

(47) 同前

(48) WARE 1, 30頁

(49) WARE 1, 30頁参照

(50) なおこの時の下院における議事については“PARLIAMENTARY DEBATES: Official Report. HOUSE OF COMMONS” vol. 128, 1929-1972pを参照されたい。以下引用に当たってはPDHCと略記し、巻数と頁数、年月日を示す。またすべて Oral Answerである。

- (51) 以上, WARE 1, 30頁参照。
- (52) PDHC, vol. 160, 2198p, 1 March 1923
- (53) PDHC, vol.161, 222p, 6 March 1923
- (54) この問題に関してはWARE1, 53~55頁に詳しい。
- (55) 1993年10月14日インデペンデント紙によると, 当時ベルギー政府とIWGCのメンバーとの間で土地の補償が問題になった時, IWGC側は「我々は土地代をもう払っている。あなたがたが土地をそのまま持つようにするために, あなたのところにこの若者を送ったのだ。」と主張したという。
- (56) WARE 1, 39頁註
- (57) 同前
- (58) 同前40頁
- (59) 同前39頁
- (60) 同前40頁, どうやらこの時点で合意されたのはベルギーにおける土地問題だけであつたらしい。
- (61) 同前。なお, この後もいくつか出てくる組織名だが, イギリス史の研究者の意見も聞いたが, はっきりしないところも多くあり, 英語に基づいて著者の考えで名付けた。したがって英語の表記も並記した。
- (62) 同前, 41頁参照
- (63) 同前41頁
- (64) 同前, 42頁参照
- (65) 以上, 同前, 44~45頁参照

## 第四章 財政問題

### 各国の負担割合

これまで見てきたようにIWGCが世界中に散らばる戦場跡に膨大な数の戦争墓と記念碑を含む共同墓地を建設し, それらを恒久的に維持管理していくためには, 莫大な資金が必要であつた。それは基本的には帝国を構成する各国政府の負担によつた。1918年の帝国会議は, その負担割合を身元が判明した兵士の戦争墓の数に比例するという原則を確認したことは前述の通りである。ちなみに, この原則に基づき1930年段階でコミッションの記

録責任者より各国政府に示された墓の数と負担割合は次の通りであった<sup>(66)</sup>。

政府	身元の判明した墓の数	負担割合
連合王国	454574	81.53%
カナダ	43391	7.87%
オーストラリア	35408	6.35%
ニュージーランド	10117	1.81%
南アフリカ	6340	1.14%
インド	5665	1.02%
西インド諸島	1262	0.23%
ニューファウンドランド	763	0.14%
合計	557520	100.00%

これを見ても分かるように、大部分は連合王国の死者であり負担であったが、カナダ、オーストラリアもかなりの犠牲をはらっており、帝国を構成する各国政府も死者の割合に従った応分の負担をしていた。このことは、第二章でもふれたように、この課題が「協調のためのシステムやそれを実践するためのチャンスを提供し、連合王国と自治領の全ての政府が同じ目的の政策をとれるようにするための最初のそして最適な実践例であった」ことの証であった。加えて、1937年段階で身元不明の墓が180861もあった。ウェアは直接ふれていないが、これも上記の割合に従って負担されたものと思われる。

#### 経費の見積もりと財政委員会の成立

IWGCの帝国会議以前の見積もりでは、一つの墓の建設に10ポンド、身元不明の墓の兵士それぞれの記念のために5ポンドかかるという予想であった。この数字がこの時点でコミッションによって恒久的に記録された墓の総数738000と身元不明の死者の数518000に適用されると、結果的にはおよそその見積もりは1000万ポンドになった。これはコミッションにとっては予想された数字であったが、実際に帝国会議が承認した建設にかかる支出総額は、815万ポンドであり、当初の見積もりよりも185万ポンド少なかった。

この現実を前にして、1918年12月にコミッション内部に設立された財政委員会が事業を厳格に統制することになった。財政委員会は最初からコミッションの組織の中で特別な地位を与えられていた。その統制の権限は強く、広い権限が配分されていた。財政委員会はコミッションのスタッフへの財政的アドバイザーであるだけでなく、その執行統制者でもあった。後者の役割において、しだいに建設方面の性格の仕事の監督を果たすようになっていった<sup>(67)</sup>。

この財政委員会も委員長は終始一貫ウェアが務めてきた。設立当初のメンバーはウェアを含めて五人で、何れも「本国と自治領において顕著な財政的、行政的経験を積んだ人々<sup>(68)</sup>」によって構成されていた。任期は短い者は1～2年であるが、1937年時点でウェア（18年）と下院議員のハリー・ゴスリング（13年）がきわだって長く、運営の中心であったことがうかがわれる。IWGCは帝国を構成する各国政府が提供する資金に基づいて活動しており、そのため連合王国だけでなく、各国政府に対しても直接責任を負っていた。財政委員会の委員長であるウェアは会計責任者として連合王国はもとより、各国政府に対して毎年詳細な財政報告書を提出したが、それは特に連合王国下院の決算委員会で精査された。このことは自治領各国を満足させた。

### 帝国戦争墓委員会基本財産国債の起債と基本財産の確立

IWGCの年間予算に占める連合王国の負担分について、大蔵省は補助金の形で提供することに同意していたが、ウェアは財政委員会に大蔵省からの代表の参加を求めた。それはコミッションの財政執行に全般的な信用を疑いもなく付け加えた<sup>(69)</sup>。

IWGCの存在目的である戦争墓の建設とその恒久的維持管理のためには、しっかりした財政基盤を確立する必要があった。1924年の恒久的維持管理のための費用の総計は年に225000ポンドであった。この数字は議論の後、年間216000ポンドに減額された。比較的短期間の中に基本財産が確立されたならば、この収入は500万ポンドの資本金によって提供できると計算

された。こうして1926年6月30日、帝国戦争墓基本財産国債法（Imperial War Graves Endowment Fund Bill）は制定された。起債された国債による基金を管理するために、三人の管財人が保管委員会によって指名された。その一人がフェビアン・ウェアであったことはいうまでもない。基本財産基金に対する自治領の負担割合は、1931年に完成した<sup>(70)</sup>。

しかしながら、コミッションの運営の安定が直ちに得られたわけではなかった。というのは、コミッションの収入と支出の見積もりが次の三つの主要な要素によって影響を受けたからである<sup>(71)</sup>。

第一の要素は、1924年以来新たに戦場で発見され、委員会に報告された約40000の墓が付け加わったことである。このことは少なくとも10000ポンド以上は確実に追加的な年間経費が必要なことを表していた。おそらくより一時的な性格の第二の要素は、1931年に起こった外国為替におけるスターリングの価値の変動である。…（中略）…しかし、その大部分は、参加各国政府による付加的に議決された支出によって穴埋めされた。第三の要素は、連合王国において、戦時国債の償還以来、貨幣相場が変動したことである。その結果、コミッションの基金管財理事会は最初に予期された有利な利率で基金中で連合王国の占める割合の利息の寄付と利殖を後に付与することが不可能になった。

結局、「財政委員会は、最終的に直面すべき不足額に見合うよう助けになるすべての可能な節約を導入し」<sup>(72)</sup>てこのピンチをしのいだのである。つまり主として人件費を抑制したのである。世界中に存在する沢山の共同墓地の建設には多くの人員が必要とされたが、建設が終われば人員は徐々に削減された。コミッションのスタッフの中には、庭師、事務職の他に聖職者も100人以上含まれていた。特にフランスとベルギーには多くの共同墓地があったのでスタッフの数も多かったのである。

## 第五章 戦争墓と記念碑の建設

### 戦争墓と共同墓地の建設

莫大な数の戦争墓を作り、共同墓地を建設し、記念碑を建立するという IWGCの仕事ぶりについて、コミッション創設以来のメンバーで強力な支持者であった作家のラドヤード・キプリングはその死の直前に「ファラオの時以来の大仕事」と形容した<sup>(73)</sup>。つまり、古代においてピラミッドを建設したときに匹敵する大仕事だったのである。

1937年までに、フランスとベルギーだけで、煉瓦か石でつくられた50マイルの壁を持つ共同墓地が970建設された。そして、約1000の犠牲の十字架と560の記憶の石が建てられた。その他、礼拝堂や記念館、避難小屋などが建てられた。そして250マイルに渡ってコンクリートの角材の基礎の上に横たわる約600000の墓石が建てられたのである<sup>(74)</sup>。



(写真4) 犠牲の十字架と画一化されたヘッドストーンが並ぶイギリスの戦争墓

墓石（ヘッドストーン）の維持に関して、遺族たちは栄光あるそれらの墓が雑草の生えるままに放置されるのではないかと、石が摩滅したり汚れたり壊れたりして判読不能になるのではないかと、といった懸念を持っていた。しかしIWGCは墓と共同墓地の恒久的維持管理のために多くの庭師を雇い、必要のあるものには修復が加えられ、少数のものは取り替えられた。この維持管理のための要員の雇用はコミッションの財政に大きな影響を与え、ウェアは厳しい財政状態の下でコミッションの運営をしなければならなかったことは後で述べるとおりである。当時の予定では1946年までには全ての墓、共同墓地で恒久的維持のための措置がとられるはずであった（しかしその計画は世界恐慌と第二次世界大戦によってはるかに遅れることになった）。そして墓地の設計に当たっては高名な建築家が何人も協力した<sup>(75)</sup>。モッセによれば、イギリスの戦争墓、共同墓地は統一的なコンセプト、デザインで作られた典型的な例である<sup>(76)</sup>。

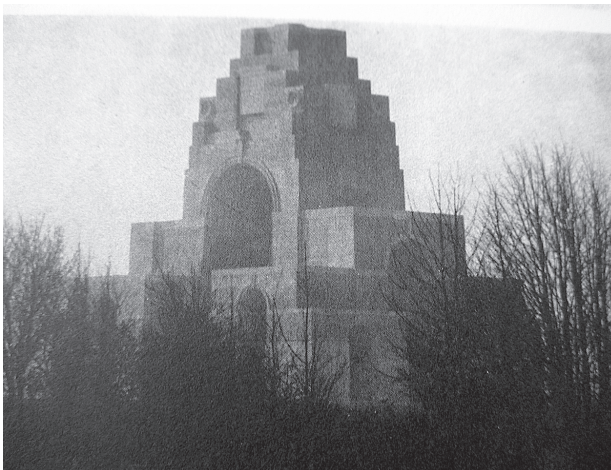


(写真5) ヘッドストーンと祈る兵士

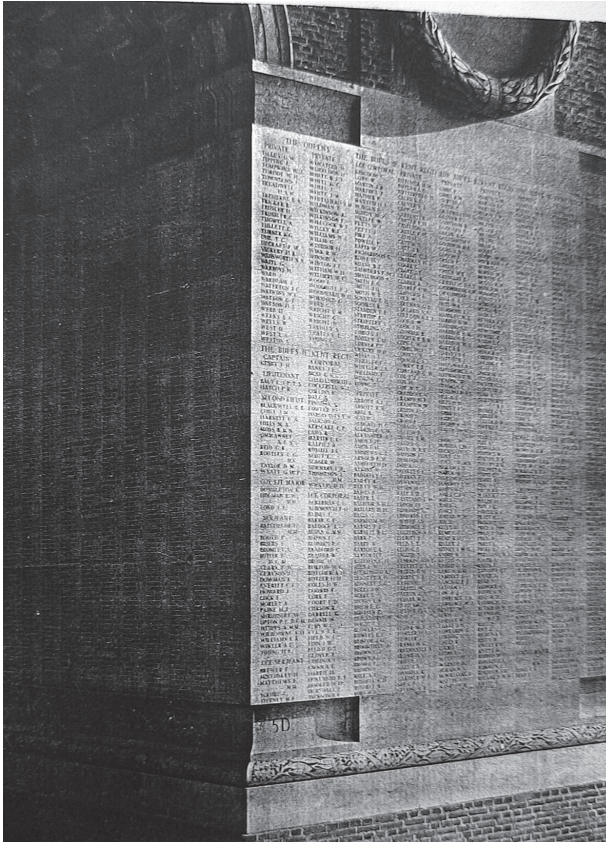


### 身元不明の兵士のための記念碑の建立

周知のように、第一次世界大戦は当時史上最大の激しい消耗戦争であった。そして毒ガスや戦車、航空機による爆撃などそれまで経験したことのない新しい兵器、戦術が導入された。そのため死者の数も膨大になったわけだが、中には損傷がひどくて個人を識別できない遺体も多かった。戦争墓は基本的に個人墓であり、最低限、名前と生年月日、死亡年月日が墓石に彫られている。しかし、身元を確認できない遺体はUNKNOWNと彫られる他はない。そして死んだと思われる戦闘のあった日が死亡年月日とされた。これは後に「無名戦士の墓」の問題としても浮上してくるのだが、戦場に建設された共同墓地にこれらの身元不明の戦死者のための記念碑の建立が進められた。なかでもよく知られているのが73367名の名前が刻まれた「ソンムの身元不明者」の記念碑である。これは同地が最大の激戦地の一つで多くの身元不明者が葬られており、同種の記念碑の中で最大のものである。他に18の大きな記念碑が建立された<sup>(77)</sup>。



(写真6) ソンムの記念碑



(写真7) ソムの記念碑 (部分)



(写真 8) 追憶の石

このように、犠牲の十字架と追憶の石を備えた戦没兵士の墓、記念碑より成る共同墓地が次々に建設されていった。これらの施設はその後遺族だけでなく、国王、王族、政治家、軍人から一般国民に至るまでいわば「聖地巡礼」の対象となっていた。「聖地巡礼」はエルサレムのような、メッカのような中心を持たなければならない。連合王国と帝国においてそれは、ウェストミンスター・アビーに設置された「無名戦士の墓」であり、ホワイトホールに建立された戦没者追悼祈念碑＝セノタフとして結実するのだが、これについては別稿<sup>(78)</sup>を参照されたい。

【註】

(66) 前掲WARE 1, 47頁参照

(67) 同前47～48頁参照

(68) 同前, 49頁註

(69) 同前, 49頁

(70) 同前, 50頁

(71) 同前, 51頁

- (72) 同前, 52頁
- (73) 筆者の世代には『ジャングルブック』の著者として親しまれているが、イギリス最初のノーベル文学賞作家であり、自らが植民地時代のインドで生まれたキプリングの帝国主義に対する態度は『キム』に見られるように微妙である。本稿との関連ではっきりしていることは、一人息子を戦争で亡くしたキプリングは当初からIWGCの熱心な支持者、メンバーであったことである。そして彼が1938年1月18日に死去した時、葬儀で柩を担いだ親族・友人代表の中にフェビアン・ウェアも含まれていたという事実である。
- (74) 前掲WARE 1, 56頁参照
- (75) 同前, 59頁参照
- (76) モッセ前掲書, 90頁等参照
- (77) 前掲WARE 1, 57頁参照
- (78) 拙稿「セノタフ考～戦争記念碑と無名戦士の墓から見た集合的記憶形成の諸問題」(『流経法学』第11巻第2号所収)

## むすびにかえて

以上が帝国戦争墓委員会の発足の経緯と、初期の活動と組織の概要である。フェビアン・ウェアは帝国戦争墓委員会を立ち上げ、連合王国のみならず帝国全体の戦争墓の恒久的維持管理という仕事に着手した。それは墓と記念碑を通して戦争を記録し記念し、それらを通して戦争の記憶を再生産するという役割を果たすものであった。そしてその事業は今日なお受け継がれている。

わが国においては、同種の問題は陸軍墓地、靖国神社・護国神社、千鳥ヶ淵墓苑、そして各地の忠魂碑、戦争記念碑等の問題として展開している。イギリスにおけるIWGCの活動がこれらの問題を考えるときにどのような課題を投げかけているのか、そして、本稿でふれたのはまさにIWGCの初発の部分と1937年までの結果に過ぎず、その間の過程とその後には展開にはまだまだ明らかにされなければならない多くの問題を含んでいることもふまえて、それらの問題への筆者なりの解答については他日を期したい。